

📅 5月30日 火の国ハイツ

新点数説明会

地域包括ケアシステムの推進などに向けた診療報酬改定の概要を説明

平成28年度診療報酬改定に伴う新点数説明会を開催し、熊本地震の余震が続く中、県内各保険者等から67名が参加。医科診療報酬、歯科診療報酬の改定概要及び熊本地震の影響による審査取り扱いの変更点を、本会担当者が説明した。

本年度改定の概要としては、2025年（平成37年）に向けて、限られた予算の中で質の高い効率的な医療を実現するため、次の4つの基本的視点で改定が行われた。

- 1 地域包括ケアシステムの推進と医療機能の分化・強化、連携に関する視点
- 2 患者にとって安心・安全で納得できる効果的・効率的で質の高い医療を実現する視点
- 3 重点的な対応が求められる医療分野を充実する視点
- 4 効率化・適正化を通じて制度の持続可能性を高める視点

改定率は、診療報酬本体がプラス0.49%、薬価がマイナス1.22%及び材料価格がマイナス0.11%で、全体としてはマイナス1.31%の改定となっている。



📅 5月31日 市町村自治会館

国保主管課長会議

行事予定や新規事業、熊本地震に係る診療報酬の概算請求などについて説明

県内各保険者の国保主管課長など約50人が出席し、熊本県国保・高齢者医療課からも臨席のもと開催。牧野常務理事の挨拶に続いて、事務局次長と各担当課長が説明した。

主な内容は次のとおり。

【平成28年度行事予定について〈総務課〉】

広報委員会や医療費適正化推進に向けた保健事業関係の各会議・研修会、国保総合システム操作説明会、レセプト点検研修会など年間行事予定を示したうえで、担当者の参加をお願いした。また、理事会は7月8日、総会は7月26日に開催する予定と説明した。

【平成 28 年度地区協議会助成金について〈総務課〉】

この助成金は県内 11 の国保地区協議会に対し活動資金として平成 5 年度から交付しているもので、今年度の助成予定額や申請方法、交付時期などについて説明した。

【平成 29 年度以降の地区協議会助成金のあり方について〈総務課〉】

被保険者の負担と本会の財政状況、また、県が保険者として財政主体となる平成 30 年度を見据えて、平成 28 年度をもって地区協議会への助成金を廃止することを説明したうえで、廃止に伴う激変緩和策を示し、保険者に理解と協力をお願いした。

【平成 28 年度保健事業支援課の新規事業について〈保健事業支援課〉】

○国民健康保険料（税）コールセンター事業

この事業は、熊本県が実施する「市町村広域連携収納率対策事業」に基づいて、本会がコールセンター事業実施事業者と契約締結して、希望市町村にコールセンター要員を派遣して実施するものと概要を説明した。

○保険者データヘルス支援システム（仮称）

このシステムは、熊本県が実施する「医療費適正化対策広域化基盤整備事業」に基づいて、本会が事業主体となって平成 29 年 3 月の開発を目指している。システムの詳細は後日開催予定の市町村保健事業担当者説明会で説明する予定であり、市町村の費用負担や今後のスケジュールなどについて説明した。

【平成 28 年度熊本県保険者協議会の取り組みについて〈保健事業支援課〉】

保険者協議会の設立目的、構成、平成 27 年度の活動実績に続いて、28 年度の取り組み（各種研修会・学習会の開催、特定健診啓発ポスターの作成・配布、平成 26 年度特定健診データの集約・分析、特定健診等に係る集合契約事務、熊本県地域医療構想検討専門委員会・専門部会への出席など）について説明した。

【平成 28 年熊本地震に関する診療報酬の概算請求及び保険者番号等が不明な診療報酬等の対応について〈情報システム課〉】

○平成 28 年熊本地震に関する診療報酬の概算請求について

厚生労働省保険局医療課の平成 28 年 4 月 27 日付け事務連絡で、平成 28 年 4 月診療分に係る診療報酬等については被害の状況に応じて概算請求を行うことができる旨通知され、県内で被災した 3 医療機関から 4 月分の概算請求の届け出が提出された。また、厚生労働省保険局保険課他からの平成 28 年 5 月 12 日付け事務連絡で、概算請求に伴う保険者への請求について保険者間での按分方法等が示されたのを受けて、本会において請求額を算出し、該当保険者に通常分とは別に概算分として請求書を送付する予定であると説明した。

○平成 28 年熊本地震による診療報酬等に係る保険者番号等が不明な診療報酬明細書等の対応について

厚生労働省保険局医療課の平成 28 年 4 月 15 日付け事務連絡で、標記地震により被保険者等が保険医療機関等に対して被保険者証等を提示できない場合の取り扱いが示されたのに伴い、5 月審査分において医療機関等から本会に診療報酬明細書等が保険者番号等不明で請求された。これらについて本会で照会等により保険者番号、被保険者番号等の修正を行ったので、その結果を 6 月上旬に該当保険者に送付する予定であり、各保険者で確認・過誤処理等をお願いするとともに、6 月審査分以降も同様の取り扱いになることを説明した。



続いて、国保中央会の担当者から、国保共同電算処理システムの不具合に起因する事案の対応などについて説明があった。

【国保共同電算処理システムの不具合に起因する事務処理誤り等への対応について〈国民健康保険中央会〉】

平成26年5月までに判明した国保共電システムの不具合に起因する事務処理誤り等への対応について、厚生労働省保険局国民健康保険課から当面の対応策が示されていたが、療養給付費等負担金等の調整についてさらに具体的な対応策が示されたので、それについて説明があった。

【国保共同電算処理システムの不具合に起因する資格過誤の今後の対応について〈国民健康保険中央会〉】

まず、国保共電システムにおける不具合について「レセプト抽出機能の一部に不具合があったため資格確認が正しく行われず、保険給付に係る過誤調整に遅滞が生じた。そこで、リカバリのためのツールを作成し、また、保険者間調整の仕組みの構築などの対応を行った」とこれまでの経緯について説明があった。そのうえで、調整の実施状況や、未調整となっているレセプトへの対応方法が示された。

